

令和 7 年 10 月 17 日

検討部会の設置提案について

1. 検討部会とは

- 検討部会は、国立市介護保険運営協議会規則第 10 条の規定により、会長が必要と認めるときに設置することのできる組織

国立市介護保険運営協議会規則(抜粋)

- 第10条 運営協議会は、第2条第1号に規定する国立市介護保険事業計画及び国立市高齢者保健福祉計画の策定(次条において「計画策定」という。)に係る調査及び審議において、会長が必要と認めるときは、検討部会を設置することができる。
- 2 検討部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 検討部会は、必要があると認めるときは、検討部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 過去の検討部会の開催例(一部)

時期	主な検討テーマ
令和4年 1 月	生活支援体制整備について
令和 5 年 2 月～8 月	計画策定に向けた基本方針案策定 関連会議体の整理 特別給付・独自報酬等の検討 等
令和 5 年 12 月～令和 6 年 1 月	計画素案策定
令和 7 年 1 月～2 月	高齢者支援一般施策の見直しについて

2. 今回設置提案の趣旨

- 次期地域包括ケア計画(第 10 期介護保険事業計画・第 8 次高齢者福祉計画・第 1 次認知症施策推進基本計画)については、関連する調査実施等を皮切りに策定作業に入っていく段階
- ここで、次期計画の体系、重点項目等の骨組みを議論するための部会の設置をお願いしたい。
- 現行計画策定時は、中間年度(令和 4 年度)の 2 月ごろから、同様の部会を開催していただいていたところ、最終的に策定スケジュールがタイトになった反省を踏まえ、前倒して実施したい。

3. スケジュール

当面のところ、令和7年 11 月、令和 8 年 1 月に各1回の計 2 回を予定
(議論の経過により、追加開催あり)

4. 部会メンバー

検討部会設置決定後、会長・副会長とご相談のうえ、各委員と調整
(学識経験者委員を中心とした構成を想定)